

【事案Ⅱ-3】後遺障害共済金請求

- ・ 平成 23 年 3 月 4 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 8 月 11 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

障害の状態が、約款に定める第 7 級後遺障害の「1 耳の聴力を全く失ったもの」および第 9 級後遺障害の「局部に頑固な神経症状を残すもの」に該当するとして、災害給付特約にもとづく災害給付金の請求をしたが、後遺障害非該当のため支払われないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

申立人は、被申立人に対して、申立人の顔面打撲による左耳聴力障害を後遺障害等級表の第 7 級と認定して災害給付金、ならびに顔面打撲による上肢のしびれを第 9 級と認定して災害給付金を支払えとの判断を求める。理由は次の通り。

- (1) 「左感音性難聴」の医療照会で耳鼻科医師は「事故との関係を否定することはできない」と回答しており、「外傷性頸部」の医療照会で脳神経外科医師も「頭部外傷による頸部の損傷で左上肢、手指のしびれは生じたものと考える」と回答しているのだから、被申立人の「事故が直接の原因としたものではない」との主張は納得できない。
- (2) 他に加入している損保複数社にも同じく請求し、後遺障害が認められているのに、被申立人だけが支払わないのは納得できない。

<共済団体の主張>

申立人の顔面打撲による後遺障害の状態は、約款に定める災害給付金の支払事由に該当しないものとして後遺障害非該当（非災害）が相当であるとの判断を求める。理由は次の通り。

- (1) 医療機関の診療録記載内容や画像所見等を確認した結果、申立人の後遺障害の状態は、顔面打撲の事故の存在を前提として考えたとしても、これを直接の原因としたものとは認めがたいため「災害」では扱えず、後遺障害非該当とする。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進めたが、被申立人が当件について訴訟提起をし、審議会は訴訟移行につき相当の理由があるものと判断し、共済相談所規程第 37 条により、裁定手続きを打切ることとした。